

## 東近江市障害者就労施設等優先調達方針

### 1 趣旨

この方針は、「国等による障害者就労施設等から物品等の調達の推進等に関する法律」（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条第1項の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るために策定する。

### 2 用語の定義

この方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

### 3 方針の適用範囲

この方針は、東近江市の全組織を対象とする。

### 4 物品等の調達の対象となる障害者就労施設等

本市における物品等の調達の対象となる障害者就労施設等は、市内に所在し物品等の調達が可能な障害者就労施設等とする。

### 5 物品等の調達の対象品目等

本市が障害者就労施設等から調達する物品等は、次のとおりとする。

#### (1) 物品

印刷・製本、文具・紙製品、木工製品、縫製品、陶器、食品類、その他障害者就労施設等が提供可能な物品

#### (2) 役務

除草業務、清掃業務、封入・発送業務、その他障害者就労施設等が提供可能な役務

### 6 物品等の調達の推進方法

(1) 障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、全庁的な取組みを推進する。

(2) 障害者就労施設等の提供可能な物品等についての情報を組織全体で共有し、障害者就労施設等への発注に努める。

(3) 障害者就労施設等への物品等の調達を行うときは、障害者就労施設等の特性に配慮した仕様及び納期の設定等に努める。

### 7 物品等の調達目標及び調達実績の公表

(1) 調達目標を設定したときは、市ホームページ等により公表する。

(2) 調達実績は翌年度5月末までに概要を取りまとめ、市ホームページ等により公表する。

(3) 平成26年度に本市が達成すべき目標額は、250万円以上とする。